

静岡県公安委員会規則第1号

静岡県放置違反金収納手続等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年2月21日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

静岡県放置違反金収納手続等に関する規則の一部を改正する規則

静岡県放置違反金収納手続等に関する規則（平成18年静岡県公安委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(滞納処分) 第13条 (略) 2 前項の滞納処分に使用する書類は、次に掲げるとおりとする。 (1) <u>預貯金等の調査について（照会）</u> （様式第12号） (2) <u>預貯金等の調査について（回答）</u> （様式第13号） (3)～(4) (略) 3・4 (略)	(滞納処分) 第13条 (略) 2 前項の滞納処分に使用する書類は、次に掲げるとおりとする。 (1) <u>金融機関取引状況等について（照会）</u> （様式第12号） (2) <u>金融機関取引状況等について（回答）</u> （様式第13号） (3)～(4) (略) 3・4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第12号を次のように改める。

様式第12号（第13条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

所在地	第 年 月 日
名 称	殿
	静岡県公安委員会 印
金融機関取引状況等について（照会）	
道路交通法の規定による放置違反金等の徴収上必要がありますので、国税徴収法第141条の規定に基づき照会します。	
御多忙中誠に恐縮ですが、下記の者（預貯金者等は異なるが同一人の可能性がある者又は住所、所在地等の情報は相違しているが氏名、生年月日その他の情報から同一人の可能性がある者を含む。）に係る照会事項について調査の上、回答をお願いします。	
記	
調査対象者	
調査項目	
1	本支店における口座の有無
2	預貯金取引があれば支店名、口座種別、口座番号及び過去 月間の取引明細
3	貸付の有無
【照会公安委員会の所在地】〒420-8610 静岡県静岡市葵区追手町9番6号	
【担当者】静岡県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策センター	
（電話 (054)271-0110 内線)	

様式第13号中「預貯金等の調査について（回答）」を「金融機関取引状況等について（回答）」に改める。

様式第22号を次のように改める。

様式第22号（第13条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

捜 索 調 書							
殿						第 年 月 日	号 日
静岡県公安委員会 徴収吏員						㊟	
<p>道路交通法第51条の4第14項の規定に基づき放置違反金等を徴収するため、国税徴収法第142条の規定により下記のとおり捜索しましたので、同法第146条第1項の規定によりこの調書を作成します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>							
滞 納 者	住(居)所 (所在地)						
	氏 名 (名 称)						
滞 納 金 額	年度	滞納金の種類	違 反 番 号	納 期 限	放置違反金	延 滞 金	備 考
		放置違反金			円	円	
捜索した場所又は物							
捜 索 日 時		年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで					
<p>上記捜索に立ち会い、捜索調書の謄本を受領しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>							
連 絡 先	<p>〒420-8610 所在地 静岡県静岡市葵区追手町9番6号</p> <p style="text-align: center;">名 称 静岡県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策センター (担当者)</p> <p style="text-align: center;">電 話 (054) 271-0110 内線</p>						

様式第23号を次のように改める。

<div style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 1.2em;"> 捜 索 調 書 (謄 本) </div>							
殿						第 年 月 日 静岡県公安委員会 徴収吏員	号 日 ⑩
道路交通法第51条の4第14項の規定に基づき放置違反金等を徴収するため、国税徴収法第142条の規定により下記のとおり捜索しましたので、同法第146条第1項の規定によりこの調書を作成します。 記							
滞 納 者	住(居)所 (所在地)						
	氏 名 (名 称)						
滞 納 金 額	年度	滞納金の種類	違 反 番 号	納 期 限	放置違反金	延 滞 金	備 考
		放置違反金			円	円	
捜索した場所又は物							
捜 索 日 時		年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで					
上記捜索に立ち会い、捜索調書の謄本を受領しました。 年 月 日							
連 絡 先	〒420-8610 所在地 静岡県静岡市葵区追手町9番6号						
	名 称 静岡県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策センター (担当者) 電 話 (054) 271-0110 内線						
1 この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県公安委員会に対し、審査請求をすることができます。 なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日 の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。							
2 処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することが できないとされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは審査請求に対する裁決を 経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。							
① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決のないとき。 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由のあるとき。							
3 処分についての審査請求をした場合における処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決があ ったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に静岡県を被告として(訴訟において静岡県を代 表する者は静岡県公安委員会となります。)、提起することができます。 なお、この裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日 の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。							

(注) 「延滞金」欄に掲げる金額は、この調書作成日現在のものとする。

様式第24号を次のように改める。

様式第24号（第13条関係）（用紙 日本産業規格A 4縦型）

差 押 調 書							
殿						第 号 年 月 日	
静岡県公安委員会 徴収吏員						⑩	
道路交通法第51条の4第14項の規定に基づき放置違反金を徴収するため、下記の財産を差し押さえたので、国税徴収法第54条の規定により、この調書を作成します。 記							
滞 納 者	住（居）所 （所在地）						
	氏 名 （名 称）						
滞 納 金 額	年度	滞納金の種類	違 反 番 号	納 期 限	放置違反金	延 滞 金	備 考
		放置違反金			円	円	
搜索した場所又は物							
搜 索 日 時		年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで					
差 押 財 産							
上記搜索に立ち会い、差押調書の謄本を受領しました。 年 月 日							
⑩							
差押調書の謄本を受領しました。 年 月 日							
⑩							
上記差押財産の保管を命ずる。 年 月 日							
殿						徴収吏員	⑩
上記差押財産を無償で保管します。 年 月 日							
⑩							
連 絡 先	〒420-8610		所在地 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 名称 静岡県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策センター （担当者） 電 話 （054）271-0110 内線				

（注） 「延滞金」欄に掲げる金額は、この調書作成日現在のものとする。

様式第25号を次のように改める。

様式第25号（第13条関係）（用紙 日本産業規格A 4縦型）

差 押 調 書 (謄 本)								
殿						第 年	月	号 日
静岡県公安委員会 徴収吏員						⑩		
道路交通法第51条の4第14項の規定に基づき放置違反金等を徴収するため、下記の財産を差し押さえたので、国税徴収法第54条の規定により、この調書を作成します。 <div style="text-align: center;">記</div>								
滞 納 者	住（居）所 （所在地）							
	氏 名 （名 称）							
滞 納 金 額	年度	滞納金の種類	違 反 番 号	納 期 限	放置違反金	延 滞 金	備 考	
		放置違反金			円	円		
搜索した場所又は物								
搜 索 日 時		年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで						
差 押 財 産								
上記搜索に立ち会い、差押調書の謄本を受領しました。 年 月 日 ⑩								
差押調書の謄本を受領しました。 年 月 日 ⑩								
上記差押財産の保管を命ずる。 年 月 日 <div style="text-align: right;">殿 徴収吏員 ⑩</div>								
上記差押財産を無償で保管します。 年 月 日 ⑩								
連 絡 先	〒420-8610 所在地 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 名 称 静岡県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策センター （担当者） 電 話 （054）271-0110 内線							
1 この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県公安委員会に対し、審査請求をすることができます。 なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。								

- 2 処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決のないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由のあるとき。
- 3 処分についての審査請求をした場合における処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。
- なお、この裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(注) 「延滞金」欄に掲げる金額は、この調書作成日現在のものとする。

様式第27号中「この差押債権の取立てその他の処分を禁じま」を「この差押債権の取立てその他の処分を禁じます。」に改める。

様式第56号中「軽自動車税申告（報告）書等」を「軽自動車税（種別割）申告書（報告書）等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。